

社会福祉施設に対する指導監査における指導事例

○処遇

項目	現状及び問題点	是正改善・指摘事項	根拠等
個別支援計画の策定等	個別支援計画の作成に当たって、利用者又はその家族に対し文書により同意を得ていない。	サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該計画について説明し、文書によりその同意を得ること。	障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日付け障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）別紙第1-1(1) 青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第26条
自立・自活等への支援援助	生産活動に従事している利用者に支払う工賃が、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となっていない。	生産活動に従事している利用者に支払う工賃は、生産活動に係る事業の収入から当該事業に必要な経費を控除した額に相当する金額となるようにすること。 なお、この場合の会計処理については「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」（平成28年3月31日付け雇児発0331第15号、社援発0331第39号、老発0331第45号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）を参考とすること。	障害者支援施設等に係る指導監査について（平成19年4月26日付け障発第0426003号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）別紙第1-3(2) 青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第32条
健康・安全・給食に関する事項	途中入所児1名について、内科健診及び歯科健診を実施していない。	子どもの健康状況を理解する上で、発育、発達状況の把握が必要であることから、年度途中に入所した場合は入所した月内に内科健診及び歯科健診を実施すること。	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について（平成27年12月7日付け雇児発1207第1号）3(3)① 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「認定こども園法」）第27条 認定こども園法施行規則第27条 学校保健安全法第13条 学校保健安全法施行規則第5条、第6条 保育所等における健康診断について（平成27年11月27日付け青市子育第821号）